

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

2022年5月18日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 信 谷 和 重

1. 調達内容

- (1) 案件名 海外フィールド・マーケター業務（農林水産・食品分野、台湾）に係る
業務委託先の公募
- (2) 採択予定人数 1 者
- (3) 調達案件の仕様等 公募説明書による。
- (4) 履行期間 契約締結日から2023年3月31日まで。
- (5) 履行場所 公募説明書による。
- (6) 公募方法

①応募者（個人又は法人）は、公募説明書に指定する必要書類をもって申し込むこと。本公募説明書で定める評価基準を基に選定し、高い評価を得た1者について、個人又はそれぞれが所属する企業・団体を採択者として決定する。なお、具体的な選考プロセスは「8. 選考スケジュール」を参照のこと。

②応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 競争参加資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。

3. 応募資格

- (1) 個人又は台湾に現地法人又は支店を有する法人で、業務従事予定者は台北又は近隣都市に居住していること。
- (2) 業務従事予定者は、事業に必要とされる現地の市場情報や農林水産物等の貿易実務経験、輸出に関する専門的知見を有している、あるいは海外での販売代理人等としての業務経験を有していること。
- (3) 業務従事予定者は、刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (4) 本事業及び他のジェトロ又はJFOOD0事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (5) 業務従事予定者は、健康状態が良好であること。

- (6) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェトロからの要望に素早く対応できること。
- (7) 業務従事予定者は、必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。
- (8) 個人情報の取り扱い方針に同意すること。

4. 応募書類の提出場所等

(1) 応募書類の提出場所・問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル

日本貿易振興機構 日本食品海外プロモーションセンター (JFOOD0)

海外プロモーション企画課 担当 長島、及川

TEL: 03-3582-8344

E-mail: JFA@jetro.go.jp

※電子媒体を上記4. (1) の E-mail アドレス宛てにメール添付で送付のこと。

※応募書類は返却しない。

※応募書類の作成や面談に係る旅費など、本公募に関して生じた経費は支給しない。

※その他詳細は公募説明書を参照のこと。

(2) 公募説明書の交付方法

本公告の日から上記4. (1) の E-mail 宛に申請した者に電子媒体にて交付。E-mail の件名は「【説明書交付希望】海外フィールドマーケター公募」とし、以下を記載のこと。

- ・個人名または法人名および部署名
- ・(法人応募の場合は) 担当者氏名
- ・電話番号
- ・質問内容

(3) 公募説明会の日時及び場所

2022年5月25日(水) 10時30分～11時30分

実施方法: Microsoft Teams によるオンライン形式

受付方法: 参加希望者は2022年5月25日(水) 9時00分までに上記4. (1) の E-mail アドレスまで申し込むこと。E-mail の件名は「【説明会参加希望】海外フィールドマーケター公募」とすること。

※説明会への参加は任意。説明会参加者は、1社・団体につき最大2名とする。

※Microsoft Teams は必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用すること。

※ID や会議リンクを許可なく第三者へ提供することを禁ずる。

※開始定刻までに接続をすませること。

(4) 応募書類の受領期限

2022年6月1日(水) 17時00分必着

※その他、書類提出にかかる注意事項は公募説明書を参照すること。

(5) 採択結果通知

2022年6月下旬(予定) までに書面にて通知する。

5. 業務委託の金額

1 委託あたり 1,704,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)を上限とする出来高精算とする。移動交通費は、ジェットロが指定した場所で業務を行う場合を除いて全て業務委託料に含まれる。但し、ジェットロが要請する出張に係る旅費(交通費、宿泊費等)はジェットロ規程に基づき実費精算とする。

6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 応募者に要求される事項 応募者は採択結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 詳細は公募説明書による。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、日本貿易振興機構(以下「当機構」という)との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）